

京都市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月29日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第10号

京都市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(同項に規定する課を置かない室を含む。)」を削る。

第8条第1項第2号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

第27条の4中「及び区役所」を削り、「掲示することを要する文書」を「掲示する文書」に改める。

第30条第2項中「文書であるときは」の右に「, 別に定める場合を除き」を加える。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第8条関係) 削除

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第27条の4の改正規定は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)